二十三	二十四	
信託する公共施設に属する運営権等について受託者が転よりの移転の登録に関する事務を終了した旨を証する市町村長、登記官その他の公務員が作成した書面（一の単独申請に係るものに限る。）	信託する公共施設に属する運営権等について受託者が転よりの移転の登録に関する事務を終了した旨を証する市町村長、登記官その他の公務員が作成した書面（一の単独申請に係るものに限る。）	
令第五十一条第一項に規定する事由により受託者が終了したことを証する市町村長、登記官その他の公務員が作成した書面及び新たに受託者が選任されたことを証する書面		
イ　令第四十六条第一項第二号の定めのある信託財産に属する公共施設等運営権等の変更の登録を申請する場合において、申請人が受益者であるときは、同号の定めに係る条件又は方法により指定され、又は定められた受益者であることを証する書面		
ロ　信託法第百八十五条第三項に規定する受益証券発行信託の信託財産に属する公共施設等運営権又は公共施設等運営権を目的とする抵当権の変更の登録を申請する場合において、申請人が受益者であるときは、次に掲げる書面		
(1)　当該受益者が受益権の受益者であるときは、当該受益権に係る受益証券		
(2)　当該受益者が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百二十七条の二第一項に規定する振替受益権の受益者であるときは、当該受益権の受益者が同法第百二十七条の二第一項の口座に記載され、又は同法第百二十八条の二第一項の口座に記録されたことを証する書面		
(3)　当該受益者が信託法第百八十五条第二項の定めのある受益者であるときは、受益権の受益者であることを証する書面		
ハ　信託の併合又は分割による権利の変更の登録を申請するときは、次に掲げる書面		

二十五	二十六	
信託法第三条第三号に掲げる方法によつてされた信託による権利の変更の登録	信託する公共施設に属する運営権等について受託者が転よりの移転の登録に関する事務を終了した旨を証する市町村長、登記官その他の公務員が作成した書面（一の単独申請に係るものに限る。）	
		(1)　信託の併合又は分割をした信託法第百五十九条第六号に規定する承継信託若しくは同法第百五十二条第二項に規定する分割信託に従い同法第百五十一条第一項又は第二項の規定により信託財産に属する債権又は債務を承継した旨を証する書面
		(2)　信託法第百五十二条第一項に規定する場合以外の場合において、受託者が同法第百五十一条第一項又は第二項の規定により信託財産に属する債権又は債務を承継したことを証する書面
信託法第四条第三項第一号に規定する公正証書等（公正証書に限る。）又は同項第二号についての書面及び同号の通知をしたことを証する書面		令第五十一条第二項に規定する事由により一部の受託者の任務が終了したことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面